

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	61.4%
正社員	60.6%
パート・有期社員	85.7%

- ・対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金通勤手当、賞与等を含む。